

静岡県環境物品等の調達に関する基本方針



静 岡 県
令和2年4月

目 次

静岡県環境物品等の調達に関する基本方針	1
別記 特定調達品目及び判断基準	
1 用紙類	5
2 納入印刷物	11
3 文具類	18
4 雑貨類	24
5 オフィス家具等	25
6 木製受注家具	28
7 画像機器等	
・コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機	29
・プリンタ、プリンタ複合機	36
・ファクシミリ	42
・スキャナ	44
・プロジェクタ	46
・トナーカートリッジ、インクカートリッジ	48
8 電子計算機等	
・電子計算機	52
・磁気ディスク装置	60
・ディスプレイ	62
・記録用メディア	65
9 オフィス機器等	
・シュレッダー	66
・デジタル印刷機	67
・掛時計	68
・電子式卓上計算機、電池	69
10 移動電話等	70
11 家電製品	
・電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷蔵冷凍庫	73
・テレビジョン受信機	75
・電気便座	77
・電子レンジ	78
12 エアコンディショナー等	
・エアコンディショナー	80
・ガスヒートポンプ式冷暖房機	82
・ストーブ	83
13 温水器等	
・ヒートポンプ式電気給湯器	84
・ガス温水機器	85
・石油温水機器	86
・ガス調理機器	87
14 照明	
・LED 照明器具、LED を光源とした内照式表示灯	90
・蛍光ランプ、電球形状のランプ	92
15 公用車等	
・自動車	95
・乗用車用タイヤ、2サイクルエンジン油	101
16 消火器	102
17 制服・作業服等	103
18 インテリア・寝装	106
19 作業用手袋	113

20	その他繊維製品	
・	集会用テント、ブルーシート	114
・	防球ネット	115
・	旗、のぼり、幕	116
・	モップ	117
21	防災備蓄用品	118
22	ごみ袋等	
・	プラスチック製ごみ袋	121
23	設備	
・	太陽光発電システム、太陽熱利用システム	122
・	燃料電池、風力発電システム、エネルギー管理システム、生ゴミ処理機	126
・	節水機器	127
・	日射調整フィルム	128
24	公共工事	
・	表1 資材、建設機械、工法及び目的物の品目	129
・	表2 資材	131
・	表3 建設機械	150
・	表4 工法	153
・	表5 目的物	153
25	役務	
・	省エネルギー診断	154
・	食堂	155
・	自動車整備	156
・	庁舎管理	157
・	植栽管理、加煙試験	166
・	清掃	167
・	タイルカーペット清掃、機密文書処理	170
・	害虫防除、輸配送	171
・	旅客輸送（自動車）	175
・	蛍光灯機能提供業務、庁舎等において営業を行う小売業務	178
・	クリーニング	180
・	飲料自動販売機設置	181
・	引越輸送	184
・	会議運営	188
・	印刷機能提供業務	189

静岡県環境物品等の調達に関する基本方針

第1 目的

静岡県における環境物品等の調達を計画的に推進するため、平成13年4月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）第10条に基づき、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定め、静岡県の事務、事業における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資することを目的とする。

第2 適用機関

この基本方針は、県の知事部局、企業局、議会事務局、各種委員会事務局、教育委員会、警察本部に適用する。

第3 調達推進に関する基本的方向

(1) 環境物品等の調達推進の意義

環境物品等の優先的購入は、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入の促進につながる。

(2) 環境物品等の調達推進の基本的考え方

①環境物品等の調達に当たっては、価格や品質等に加え、環境保全の観点を考慮する。

②環境物品等の調達に当たっては、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目を包括的にとらえ、かつ、資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する。

③調達総量を抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努める。また、調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄等に留意する。

④環境物品等の調達に当たっては、WTO政府調達協定（特に同協定第10条技術仕様書及び入札説明書の規定）との整合性に十分配慮する。

第4 特定調達物品等の調達に関する基本的事項

(1) 特定調達物品等

① 県が重点的に調達すべき環境物品等の種類を「特定調達品目」という。

② 特定調達品目のうち、判断基準を満たす物品等を「特定調達物品等」という。

(2) 判断基準等の性格

特定調達物品等の具体的な購入に当たり、判断の客観的な指針とするために、数値等の明確性が確保できる事項について判断基準を設定する。なお、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、一部の特定調達品目において、より高い環境性能を示すものとして「基準値1」を、最低限満たすべきものとして「基準値2」を設定する。

さらに、現時点で判断基準として一律に適用することが適当でない事項であっても、環境負荷低減上、重要な事項については、配慮事項として基準に加える。

(3) 調達方針

円滑かつ適正なグリーン購入を推進するため、毎年度、環境物品等調達方針及び調達目標（以下「調達方針等」という。）を作成し、公表する。

(4) 公共工事の取扱い

公共工事については、県の調達の中でも金額が大きく、県民経済に大きな影響力を有し、また県が率先して環境負荷の低減に配慮した公共工事を実施することは、民間事業者の取り組みを促す効果も大きいと考えられることから、積極的にその調達を推進していくものとする。

なお、具体的な調達に当たっては、事業毎に必要とする強度や耐久性、機能の確保について配慮し、併せてコスト縮減に留意する等、総合的な観点から検討を進め、調達していくものとする。

第5 特定調達品目及び判断基準等

特定調達品目及び判断基準等については、別記のとおりとする。

第6 特定調達物品等以外の環境物品等

特定調達物品等以外の物品についても、環境物品等の調達推進の基本的な考え方及び特定調達品目の判断基準などを参考にし、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達推進に努めるものとする。

また、役務については、本基本方針において特定調達品目として定められていない場合であっても環境負荷の低減に潜在的効果が考えられることから配慮するものとする。

また、一般に市販されている物品のみならず、各部局等の特別の注文により調達する物品等についても、環境物品等の調達推進の基本的考え方及び特定調達品目の判断基準などを参考として、その設計段階等のできるだけ初期の時点から、環境負荷低減の可能性を検討し、実施に努めるものとする。

さらに、各部局等が調達する物品等にとどまらず、調達した物品等を輸送する際に、低燃費・低公害車による納入や納入量に応じた適切な大きさの自動車の使用を求めることが調達に伴い発生する環境負荷についても可能な限り低減を図るように努めることとする。

第7 推進体制

基本方針及び調達方針は、「しづおかスマートオフィス実践プラン」の推進組織である静岡県地球温暖化対策推進本部県庁率先行動推進部会において実施、推進するものとする。

ただし、その事務は、くらし・環境部環境局（環境政策課）及び出納局（用度課）（以下「事務局」という。）で処理する。

第8 実績報告及び公表

特定調達品目については、調達実績の結果を公表する。

なお取りまとめは、事務局において行い、静岡県地球温暖化対策推進本部県庁率先行動推進部会に報告する。

第9 環境物品等の情報提供

事務局においては、各部局等がグリーン購入を推進するために、グリーン製品の情報を収集し、これを提供しなければならない。

第10 関係事業者に対する要請

物品等を納入する業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。

事業者の選定に当たっては、その規模に応じてISO14001、エコアクション21により環境管理を行っている者、又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するものとする。

第11 方針の見直し

この方針は、社会情勢の変化、技術の進歩等に合わせて適宜見直しを行うものとする。

(附則)

1 この方針は、平成13年10月1日から施行する。

(附則)

1 この方針は、平成14年4月1日から施行する。

(附則)

1 この方針は、平成15年4月1日から施行する。

(附則)

1 この方針は、平成16年4月1日から施行する。

(附則)

1 この方針は、平成17年4月1日から施行する。

(附則)

1 この方針は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

1 この方針は、平成19年4月1日から施行する。

(附則)

1 この方針は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

1 この方針は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

1 この方針は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

1 この方針は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

1 この方針は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

1 この方針は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

1 この方針は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

1 この方針は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

1 この方針は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

1 この方針は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

1 この方針は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

1 この方針は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

1 この方針は、令和2年4月1日から施行する。